

手数料に関する事項

当社は、有料職業紹介事業として、求人者に対し求職者を紹介し、当該求職者が採用に至った場合に、以下の通り紹介手数料を申し受けます。

1. 紹介手数料の額

紹介手数料は、採用された求職者の理論年収（※）の 30%（消費税別）とします。

（※）理論年収とは、月例給与（基本給および諸手当）に加え、賞与その他の定期的に支払われる手当を含めた年間総支給額をいいます。

2. 手数料の発生時期

紹介手数料は、求職者の入社日をもって発生するものとします。

3. 支払期日

紹介手数料は、当社が発行する請求書に基づき、請求書発行日から 30 日以内にお支払いいただきます。

4. その他

個別の契約において、手数料率や支払条件等について別途定める場合があります。